

平成31年第2回農業委員会総会

1 日 時 平成31年2月25日(月)
午前9時55分～午前10時18分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	7	田中 博幸
2	小川 裕希恵	8	竹端 只雄
3	古木 麻知子	9	橋村 實男
5	豊原 道教		
6	正木 静夫		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	松本 勝行		田中 弘明

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
4	島原 順二		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局 長	小田 健治	事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男
事務局局長補佐	中川 史伸	事務局書記	早川 正二

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第2	議案第2号	非農地証明の申請について
日程第3	議案第3号	大竹農業振興地域整備計画の変更について
日程第4	報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、平成31年第2回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、平成31年第2回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において5番豊原道教委員、6番正木静夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

これより、日程第1議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は2ページ、3ページ地図は4ページ、5ページをご覧ください。

譲受人は大竹市玖波一丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は広島市安佐北区口田の〇〇 〇〇さんです。届出地は、玖波町字西山〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は2,624㎡です。転用目的は、資材置場にするためです。

申請地は、4ページの地図にありますように県道玖波湯来線を玖波から松ヶ原町方面に向かい、玖波町大迫から栗谷町谷和に向かう大竹市道大迫谷尻線を栗谷町谷和方面に約2km入った市道に面したところになります。

申請理由ですが、譲渡人の〇〇さんは、昭和38年に相続を受け、数年前まで広島市安佐北区の自宅から車で現地に向かい、草刈りなど管理をしておりましたが、高齢になり、近年、車の運転も控え、維持することが難しくなってきた状況となり、このたび玖波にお住いで石材店を営んでいる譲受人の〇〇さんとの間で売買の話がまとまったと聞いております。〇〇さんはこの土地を、材料の石、従前の工場の解体資材、重機、その他砂、バラスなど石材料の仮置き場、など石材店の資材置場に活用することを計画していると伺っております。

申請地は山林で囲まれ、付近に耕作している農地も見当たらないため、特に農地に支障を及ぼすことはないと思われまます。

また、議案書3ページにあります農地法第4条、5条第1項の規定による許可申請に係る意見書ですが、平成30年2月、広島県ガイドラインの改正により許可を審査するにあたり意見書を作成することになっております。内容は転用に係る農地が許可基準から適当になっているかを観ていくものとなっております。現地調査、申請書類から不適當となる事項は見当たりませんでした。

加えて、お手元にお配りしております資料1農地転用に係る県農業委員会ネットワ

ーク機構への意見聴取の基準についてをご覧ください。1 ページ目に、この基準第3 条を抜粋し、まとめています。意見聴取の対象となる案件は、7 項目となっております。このたびの許可申請は、こちらの基準に該当しておりませんので、本委員会の審議で許可の可否を決めることとなります。2 ページ、3 ページは参考としてこの基準を定めた農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領の全文を載せています。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

それでは、本件について、地区担当委員の説明を求めます。2 番 小川委員
お願いいたします。

小川委員

現地を確認しましたところ、山の中に農地があり、周りには田畑は無いので問題無いと思います。

廣兼会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。現地調査員は、私が担当いたしましたので、発言させていただきます。

廣兼会長

先ほど事務局が言われましたように、周りは山の中で雑木林みたいになっておりまして、田んぼを埋め立てられたような跡が見られました。当時は玖波から田んぼを作りに来ておられたのかなと現地から帰る時に思いました。資材置場とすることには特に支障は無いと思います。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件は、広島県農業会議の農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領第3 条に規定される意見聴取に該当とならない事案ですので、本件につきましては申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

それでは、ご異議ございませんので、本件については、許可することに決定されました。

続きまして、日程第2 議案第2 号非農地証明の申請についてを議題といたします。それでは、事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは議案第2 号非農地証明の申請についてご説明いたします。議案書は6 ページ、地図は7 ページをご覧ください。

申請地は、黒川二丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は宅地、面積は1 7 1 m²、

同じく〇〇番〇〇，登記地目は田，現況は宅地，面積は114㎡，同じく〇〇番〇〇，登記地目は田，現況は宅地，面積は16㎡，で3筆合わせて，面積は301㎡の土地になります。申請人は，広島市中区の〇〇 〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和42年頃となっています。場所は大竹市道玖波青木線、黒川2丁目交差点にコインランドリーがございします。こちらの隣りになります。

申請者の〇〇さんは，平成30年9月，相続により取得されていますが，改廃年月日にありますように，昭和42年ごろから居宅が建っています。申請人に根拠資料として提出していただきました建物の登記全部記載事項証明書，昭和55年増築時の建物図面で確認しています。

この提出されました資料から，申請地は，広島県が作成しました事務取扱ガイドラインにおいて，無断転用ではあります，転用の事実行為からおおむね20年以上が経過している土地については証明ができることが明記されております。

以上から申請のとおり証明することに支障はないと思われまします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

続きまして，本件について地区担当委員の説明を求めまします。3番古木委員お願いいたします。

古木委員

現地に伺いましたところ，この土地については，20年以上，立派な建物が建っており，許可をしても大丈夫であると思われまします。隣に果樹園がございしますが，特に支障は無いと思われまします。

廣兼会長

続きまして，本件について現地調査員の意見を求めまします。8番竹端委員お願いいたします。

竹端委員

現地調査を行ったところ，登記は田で現況は宅地という状況で，昭和42年の6月に住宅を建築し，現在も宅地として利用してあります。周囲への影響もありませんので，地目変更をしても問題無いと思われまします。

廣兼会長

本件につきまして，質疑及び意見はございせんか。

(質疑なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めまします。お諮りいたします。

本件につきまして，申請のとおり証明することに決して，ご異議ございせんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございせんので，本件について申請のとおり証明することに決定されま

た。

続きまして、日程第3議案第3号大竹農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（早川）

それでは、ご説明いたします。議案書は、8ページから14ページになります。

まず始めに、今回の変更について概略をご説明します。

大竹農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて大竹市が策定しているものです。計画に変更がある場合には、JAや農業委員会などに意見を聴くことが規定されております。

このたびの主な変更についてですが、市に対しまして、農業振興地域内にある農用地区域からの除外申請があり、該当する農地を農用地区域から外して農地転用をするためです。

農業振興地域内の農用地区域の農地は、原則転用が禁止されているため、農地以外の用途に利用する場合には、農地法による農地転用許可申請の前に除外の手続きをする必要があります。

除外の要件としては、別添えのA4横の資料に掲載しております。ここにあります5つの要件全てにあてはまらなければ、除外できないこととされております。

今回、議案書9ページ、10ページにありますように小栗林地区で3名の方から4筆、松ヶ原町で4名の方から7筆、合計で7名の方から11筆の除外申請がありました。

1つ目と2つ目は隣同士の土地ですので、合わせて説明いたします。申請地は栗谷町小栗林字宮ヶ原〇〇番〇〇と〇〇番〇〇で、面積は607㎡、762㎡です。1つ目は栗谷町小栗林にお住まいの〇〇 〇〇さん、2つ目は、同じく小栗林にお住まいの〇〇 〇〇さんからの申請です。お二人とも家族の中で農業を継ぐ方がおられないことから、太陽光発電設備を設置する業者に売却するためこのたび申請されました。

地図は12ページをご覧ください。文字が小さくて見づらいますが、場所は農林振興センターの前になります。田畑を形成しております一団の農地の端に並んだ農地であり、農地の反対側は別の太陽光発電設備と公園になっており、周辺の農地に支障を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、3つ目についてです。議案書は9ページをご覧ください。申請者は、栗谷町小栗林にお住まいの〇〇 〇〇さん。申請地は、栗谷町小栗林字上ヶ原〇〇番、〇〇番で面積は796㎡、499㎡です。申請理由は高齢で耕作が困難となり、農業を継ぐ方がおられないことから、太陽光発電設備を設置する業者に売却するため、このたび申請されました。地図は13ページになります。

場所は三倉岳の手前の一団の農地の端になります。回覧いたしました写真にありますように、休耕となっております。まとまった農地の端になるため、他の農地に支障を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、4つ目から7つ目についてです。こちらの申請地は全て松ヶ原町字田

ノ原です。4つ合わせて説明いたします。

議案書は9ページをご覧ください。まずは地番の〇〇番，こちらの申請者は〇〇〇〇さんで面積は289㎡，続いて議案書は10ページをご覧ください。地番の〇〇番，こちらの申請者は〇〇〇〇さんで，面積は1064㎡，続いて地番の〇〇番〇〇，こちらの申請者は〇〇〇〇さんで面積は364㎡，最後に地番の〇〇番，〇〇番〇〇，〇〇番，〇〇番，これらの申請者は〇〇〇〇さんで面積は順番に795㎡，637㎡，884㎡，555㎡です。皆さん高齢となり農業をする体力が無くなり，家族の中で農業を継ぐ方がおられないことから，事業用倉庫を設置する運送会社に売却するためこのたび申請されました。

地図は14ページをご覧ください。場所は元松ヶ原の農協で，現在わくわくファームとなっている場所の1キロぐらい手前の辺りになります。田畑を形成しております一団の端の農地であり，周辺の農地に支障を及ぼすことはないと思われま

す。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

廣兼会長

本件につきまして，質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件について変更案に異議なしと回答することに決してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議がないようですので，本件については変更案に異議なしと回答することに決定されました。

続きまして，日程第4報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について，大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により，事務局長において専決処理をしたので，報告させます。本件について，事務局より報告をお願いいたします。

事務局（住田）

それでは，報告第2号について，事務局長において専決処理しましたので，ご報告いたします。

議案書は15ページ，地図は16ページをご覧ください。

譲受人は山口県岩国市の株式会社〇〇の〇〇さん，譲渡人は，大竹市立戸一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は，立戸四丁目〇〇番〇〇，面積は29㎡です。転用目的は，資材置場及び駐車場にするためです。届出地は，現在隣接地が株式会社〇〇の土地となっており，敷地を拡張する格好となります。場所は，国道2号線から中に入ったところで，株式会社〇〇の裏手になります。申請地の周りは，住宅などで囲まれ，

地区担当委員さんからも、特に周辺農地への支障はないと思われるというご意見を頂いております。1月18日にこの届出を受理しております。以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された各案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、平成31年第2回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。